

# 「水産関係公共工事等発注者支援機関認定に係る募集要項」

## の主な改正点

### <該当箇所>

#### 1. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定要件の（2）認定要件の（ホ）

##### 【改正前】

（ホ）水産関係公共工事等に関する発注関係事務について、**全国的に豊富**な受注実績を有していること。

##### 【改正後】

（ホ）水産関係公共工事等に関する発注関係事務について、豊富な受注実績を有していること。

##### 【改正理由】

近年の地方公共団体における技術者不足の実態を鑑み、第2期では全国的な「セーフティネット」としてこれまで以上に支援機関の充実を図るため、第1期で認定要件としていた「全国的に」を削除し、「豊富な受注実績」のみを要件としている。要件を緩和することで、さらに支援機関が増えることで、全国を網羅することを期待している。

第1期：令和2年7月認定

（認定期間：令和2年7月31日～令和8年3月31日）

第2期：令和8年3月認定予定

（認定機関：令和8年4月1日～令和13年3月31日）

※その他の改正箇所については、別添の「新旧対比表」をご確認ください。